

浜田市告示第 110 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 20 第 1 項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 30 日

浜田市長 三 浦 大 紀

事業者の名称、所在地 及び代表者氏名	有限会社 高村 島根県浜田市三隅町古市場 1402 番地 2 代表取締役 高 村 睦 代
事業所の名称及び所在地	サポート相談室玄季な夢来 島根県浜田市相生町 4222 番地 3
指定年月日（有効期間）	令和 8 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日まで
指定する事業の種類	指定特定相談支援 指定障害児相談支援
事業の主たる対象者	(1) 身体障がい者（18 歳未満の者を除く。） (2) 知的障がい者（18 歳未満の者を除く。） (3) 障がい児（18 歳未満の身体障がいがある者及び知的障がいがある者） (4) 精神障がい者（18 歳未満の者を除く。） (5) 難病等患者
事業所番号	指定特定相談支援事業所 3230700142 指定障害児相談支援事業所 3270700143